

文化的景観保全に係る地域社会の協働に関する研究

田中 尚人¹・岩田 圭佑²・野原 浩大朗³

¹正会員 博士(工) 准教授, 熊本大学政策創造研究教育センター
(〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-39-1, E-mail:naotot@kumamoto-u.ac.jp)

²正会員 博士(工) 特任助教, 熊本大学政策創造研究教育センター
(〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-39-1, E-mail:iwatake@kumamoto-u.ac.jp)

³学生員 学士(工) 博士前期課程, 熊本大学大学院自然科学研究科
(〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-39-1, E-mail:082t4810@st.kumamoto-u.ac.jp)

本研究の目的は、文化的景観保全活動を対象として地域社会のまちづくり活動における「協働」の構造、過程を可視化し、協働の要件を分析することである。本研究では、まず、九州内の重要文化的景観選定地9地区を対象に、景観法との関連、選定経緯に着目して選定地の特徴を整理した。次に、同じ熊本県にありながら異なる特徴を有する、下益城郡山都町と天草市の事例を対象地に、2地区の重文景観保全に係る地域社会のまちづくり活動を整理・分析し、協働過程に時代区分を設定した。最後に、各ステークホルダーの活動内容、関係性を示し、地域住民、行政、アソシエーションの協働の構造について詳細に分析した。研究の結果、当該地区の文化的景観の本質的価値共有に対する参加行動が、協働の要件となっていることが理解された。

キーワード: 文化的景観保全, 地域社会, 協働, 参加, 価値

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年、それぞれの地域の個性を活かしたまちづくりが求められ、住民主体のまちづくりや参加型のまちづくりなどが活発に議論されるようになった。その中で、行政や地域住民、NPOや企業など各種アソシエーション、3種類のステークホルダーの「協働」が叫ばれている。しかし、実際には協働とは何かを模索しながらまちづくりを行っている地域が多い。

平成16年、景観法の公布に伴い、文化財体系に新たに「文化的景観」という枠組みができた。地域固有の景観を保全する手法として、この文化的景観制度が注目を集めている。本制度は、地域固有の人々の暮らしを内包している点に特色がある。私たちは文化的景観保全は、基礎自治体と地域住民、アソシエーションの協働によるまちづくりであると考えた。

以上のような背景から、今後のまちづくりにおいて地域社会が協働するためには、地域社会の協働過程と協働に必要な要件を把握することが重要である。本研究の目的は、文化的景観保全に関する地域社会の取り組みを対象として、地域社会の協働の構造を可視化し、協働に影響を与える要件に関して分析することである。

(2) 既往研究の整理

文化的景観に関する既往研究は、造園¹⁾、建築²⁾³⁾等の分野でも数多く取り組まれている。土木分野では、土木史分野において古賀・田中ら⁴⁾が熊本県の通潤用水を対象として、景観・デザイン分野では岡田ら⁵⁾が、国選定重要文化的景観第一号である滋賀県近江八幡における景観法との連携に関して詳細な研究を行っている。

また、まちづくりの協働に関する既往研究は、地域社会の協働に関して、羽藤ら⁶⁾がまちづくりのコミュニティ・ネットワークの変化に関して研究を行っている。また、馬場ら⁷⁾が川まちづくりにおいて、地域社会の協働過程をグループ・ダイナミクス概念を用いて可視化し、協働の要件について考察している。本研究の特色は、文化的景観保全に関する地域社会の取り組みやステークホルダーの変化を分析し、地域社会の協働に影響を与える要件に関して考察するところにある。

(3) 研究の構成

本研究は、まず2章で、文化的景観保全の全体像を把握するために、文化庁の報告書⁸⁾、国立奈良文化財研究所の報告書⁹⁾¹⁰⁾、九州9選定自治体の調査報告書・保存計画書¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾を基に、文化的景観保護制度と九州内の重要文化的景観選定地について概要を整理した。

次に3章では、「通潤用水と白糸台地の棚田景観」、
「天草市崎津の漁村景観」に選定された熊本県上益城郡
山都町と同天草市について重要文化的景観保全に関する
特徴的な活動を整理し、保全活動を時代区分に分類した。
最後に4章では、地域社会の協働の要件を考察するため
に、2地区の文化的景観保全のステークホルダーを時代
区分ごとに示した。そのうえで、ステークホルダーの変
化の特徴、2地区の協働過程、協働に影響を与える要件
に関して分析した。

2. 文化的景観保全の概要

(1) 文化的景観保全に係る諸制度²⁾

1) 文化的景観制度の整理

改正された文化財保護法において、文化的景観は「地
域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土によ
り形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解の
ため欠かすことのできないもの」と定義されている。ま
た、文化的景観のうち、景観法に規定される景観計画区
域または景観地区内にあり、保存計画の策定、条例によ
る保護措置など条件を備えたものの中から、都道府県ま
たは市町村の申出に基づき、特に重要なものを文部科学
大臣が重要文化的景観に選定することができる。文化的
景観の価値評価においては、その成立背景として地域の
固有性が重視されているとともに、申出という都道府県
等による自律的な判断が選定の前提となっている。また、
国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められ
る物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又
は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助す
ることができると規定されており、文化庁においては平
成17年度から新たに「文化的景観保護推進事業」として補
助制度が新たに創設した。補助対象となる事業は、文化
的景観の保存活用のために①調査事業、②保存計画策定
事業、③整備事業、④普及・啓発事業、の事業である。

また、文化的景観保護制度の仕組みは、景観法に基づ
き景観計画区域、景観地区、準景観地区を決定し、景観
計画を策定する。また同時に、文化的景観に関する保存

調査を行う。次に、文化的景観の保存のために必要な各
種法令を定め、文化的景観保存計画を策定する。その後、
重要文化的景観の申出に関する所有者の同意を得て、文
化財保護法に基づき選定の申出を文化委員会に行う。重
要文化的景観に選定された場合は、文化的景観保全に係
る取り組みを各自治体で行う。

2) 景観法と文化的景観

2005年、景観法が全面施行され、同時に文化財保護法
が改正されて文化的景観制度が新設された。新しい景観
法は、日本における地域政策の画期的な転換をもたらす
ものである。景観法では「良好な景観は、現在及び将来
における国民共通の資産」とし、同時に「良好な景観は、
地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との
調和により形成される」ものとしている。

景観法では、景観行政団体（都道府県ないし資格を得
た市町村）が景観計画を定め、条例によってその推進を
はかる方策を準備している。つまり、地域の意志によっ
て、地域の景観の保護ないし形成の方向性を定め、その
実施が可能な道を準備していることになる。景観計画区
域を定め、地区ごとの景観協定によって、地域独自の良
好な景観形成を進めようという手法である。これをきつ
かけに、特定の地区を景観地区ないし準景観地区として
より強力な方策を講じることが可能となった。景観計画
の中に文化的景観を位置付けることによって、その保護
をはかろうとするのが基本的枠組である。

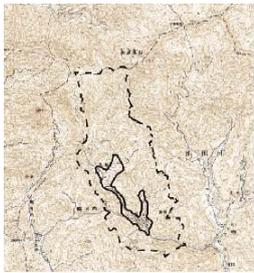
(2) 九州の重要文化的景観選定地の特徴

全国の国選定重要文化的景観選定地29件（2012.1.1現
在）中9件が九州内において選定されている。九州では、
長崎県、佐賀県、熊本県、大分県の4県で選定されてい
る。ここでは、九州内の重要文化的景観選定地の概要を
把握するため、9地域の文化的景観に関する基本的な情
報である名称、所在自治体、選定年月日、追加選定年月
日、景観計画策定日、選定面積、選定基準、地域内人口
について表-1に整理した。また、選定区域についても1
次選定、2次選定、3次選定に分類し、図-1にまとめた。

景観計画策定から選定までの期間に違いが見られる。
また、追加申出をした自治体は4地区あり、近年は1次

表-1 九州内の重要文化的景観選定地区

NO.	名称	自治体	選定年月日 (答申年月日)	追加選定年月日	景観計画策定日	選定面積 (ha)	選定基準	地域内 人口
1	小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日	平成22年2月22日	平成19年9月27日	14.1(選定), 224.7(追加) 計 238.8	二(1.5, 8)	-
2	通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日	平成21年7月23日 平成22年2月22日	平成20年4月1日	63.9(選定), 73.8(追加1) 468.1(追加2), 計 605.8	二(1, 3, 6)	609
3	藤野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日		平成20年1月31日	400.9	二(1.5)	231
4	平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日	平成22年8月5日	平成21年2月27日	1105.6(選定), 349.6(追加) 計 1455.2	二(7, 8)	3, 279
5	田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日		平成22年1月20日	92.0	二(1, 8)	-
6	小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日	平成23年9月21日	平成21年12月21日	313.9(選定), 810.4(追加) 計 1124.3	二(3, 8)	1, 856
7	天草市崎津の漁村景観	熊本県天草市	平成23年2月7日		平成21年3月26日	159.9	二(4, 7, 8)	598
8	佐世保市黒島の文化的景観	長崎県佐世保市	平成23年9月21日		平成22年9月9日	475.5	一(1)	538
9	五島市久賀島の文化的景観	長崎県五島市	平成23年9月21日		平成22年1月20日	3881.1	二(1, 8)	451



1. 小鹿田焼の里
(大分県日田市)



8. 佐世保市黒島の文化的景観
(長崎県佐世保市)



9. 五島市久賀島の文化的景観 (長崎県五島氏)



2. 通潤用水と白糸台地の棚田景観
(熊本県上益城郡山都町)



7. 天草市崎津の漁村景観
(熊本県天草市)



0 3km

凡例	
1次選定	——
2次選定	- - - -
3次選定	⋯⋯⋯



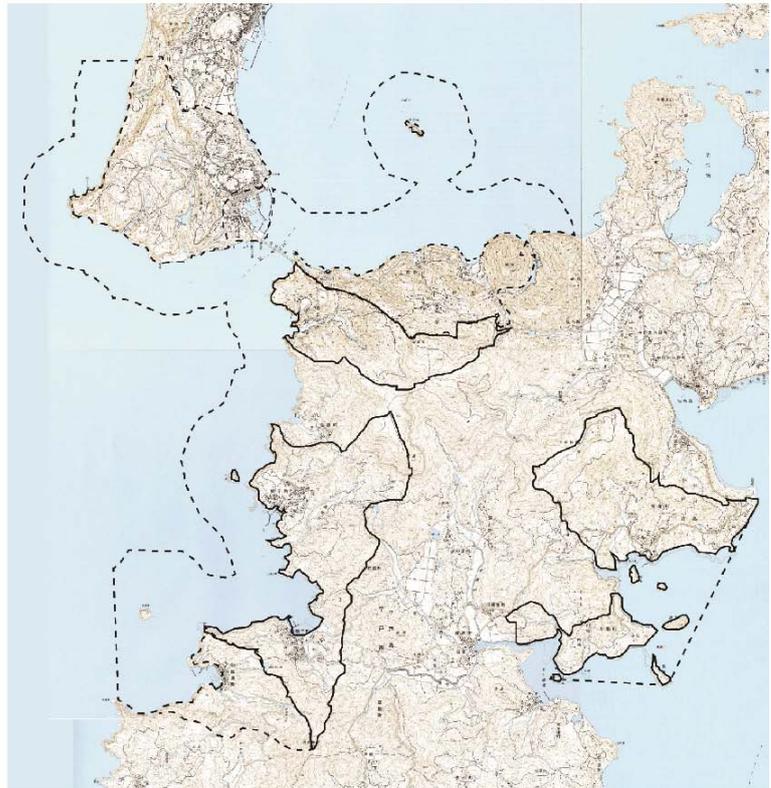
3. 蕨野の棚田
(佐賀県唐津市)



5. 田染荘小崎の農村景観
(大分県豊後高田市)



6. 小値賀諸島の文化的景観 (長崎県北松浦郡小値賀町)



4. 平戸島の文化的景観 (長崎県平戸市)

図-1 九州内の重要文化的景観選定地区範囲

選定から追加選定までの期間が短くなっている傾向がある。さらに、追加申出している地域は複合した景観地を有している。選定基準による傾向は、前半に選定された3件は水田といった農耕の特徴を示している。後半の6件中5件は長崎県の世界遺産関連であるため、海に面した長崎県の特徴的な景観を基に選定していることがわかる。景観計画策定から選定までの期間は、前半は短く後半は長くなる傾向がある。後半の5自治体（平戸市、小値賀町、天草市、佐世保市、五島市）は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として国内の世界遺産暫定リストに掲載されている自治体であるため、世界遺産登録へ向けた取り組みが影響を与えていると推測される。

図-1の選定区域にみる特徴として、海域が選定区域に含まれている自治体が4地区ある。中でも、陸地と比較して海域を重点的に選定している自治体は、平戸市と天草市の2件である。また、島が重要文化的景観の選定地として選定されている自治体が4件ある。面積の大きさを比較すると、海に面している選定地は面していない選定地と比べ広くなる傾向がある。また、1次選定で選定された範囲より2次選定、3次選定で選定された範囲は大きくなっており、これは地域の文化的景観を一体的に保全する考え方が関係している。また、世界遺産登において、価値づけに地域を一体的に含めるバッファゾーンとコアゾーンの考え方があ

九州内の重要文化的景観選定地の特徴的な景観とその説明を図-2に整理した。また、九州内の重要文化的景観選定地の概要をまとめると3つの特徴がわかった。

- ・九州の重文景選定9地区は国内の事例と比較して、比較的初期に選定された3件と、後半に選定された6件に分けることができる。
- ・文化的景観保全の契機が世界遺産という外部要因である自治体では、選定区域に島・海域を含んでいる。
- ・世界遺産関連の地区では、景観計画策定から選定までの期間が他と比べ長い傾向がある。

図-2 九州内の重要文化的景観選定地区概要



3. 地域社会の活動に関する比較分析

(1) 対象地の概要

山都町白糸台地は主要な生業は農業であり、日本で最初に棚田景観として選定をされている。一方で天草市崎津地区の主要な生業は漁業であり、日本で最初に漁村景観として選定された。生業や地域の景観の違いが対象的であることがわかる。選定順による分類では、山都町は29件中7番目に、天草市は29件中24番目に選定されていることから、それぞれ前半、後半と分類することができる。選定基準による分類では、山都町は1, 3, 6が、天草市は4, 7, 8が選定理由となっており、2地区の選定基準は異なる。また、選定区域の違いに関して、山都町は3次選定までされているため、選定区域が広がっている。天草市は海域を含む点で違いがある。重要文化的景観選定に取り組んだきっかけの違いとしては、山都町は豪雨災害で水路や矢部城の石垣が崩れ、その復旧事業がきっかけであった。天草市は崎津地区に崎津天主堂やカクレキリシタン等のキリスト教関連遺産があるため、長崎県のキリスト教関連遺産が世界遺産の国内暫定リストに掲載されたことが取り組んだきっかけであった。

(2) 2地区における地域社会の活動の履歴

1) 山都町白糸台地の活動の整理

山都町においては、豪雨災害の復旧が文化的景観のきっかけとして挙げられ、活動の特徴は、行政は2005年11月から2008年3月まで庁内調整会議と文化庁・県・町の三者協議を重点的に行っている。また、地域住民である区長・自治振興会・土地改良区による地元協議と各地区における地元協議が2007年7月から2008年2月までの間に行われた。また、2010年からは実行委員会設立、女性部設立といった文化的景観保全に係るステークホルダーが新規参入していることがわかる。

2) 天草市崎津の活動の整理

天草市においては、世界遺産登録を目的として取り組んだ背景がある。また、地域住民の活動の特徴は、2009年11月に「NPOさいのつ」が設立され、カケの復元を行うなどの保全活動を行っている。また、地域住民と行政、アソシエーションが選定区域内を歩いて地域の魅力を再発見するワークショップが実施されている。

(3) 活動の変化点に関する分析

文化的景観保全活動の時代区分を分析し、変化点の抽出を行った。その時代区分において、2地区における文化的景観担当者へのヒアリング調査から、各時代区分の活動を整理した。

1) 山都町の時代区分

山都町教育委員会の担当者に保全活動の時代区分に関してヒアリング調査をした結果、4期に時代区分できることがわかった。以下に時代区分の特徴と変化のきっかけを整理した。ここで言う変化のきっかけは地域社会の活動の流れが変化した活動や出来事である。

①模索期（2006年11月以前）：旧矢部町時代より、地域住民から水路改修について要望があり、これに対し山都町は、短期的な視点で事業。2005年6月の豪雨災害の復旧事業をきっかけに、県から水路改修に対する文化的景観保全の有効性の指摘を受け、山都町における文化的景観保全の取り組みが始まった。

②導入期（2006年11月から2007年7月）：文化庁調査官の井上氏の現地視察をきっかけとして、白糸台地全体の「文化財」としての価値付けを模索していた町教育委員会生涯学習課に、文化庁から「景観」保全も視野にいれた文化的景観保全に対する取り組むよう指導があった。このことをきっかけとして、山都町役場は文化庁・熊本県文化課との三者協議や庁内調整会議を行った。重要文化的景観選定への取り組みに庁内調整会議で反発があったが、地元協議で地元の理解が得られたことをきっかけとして、行政内において重要文化的景観選定へ取り組む体制を整えた時期である。

③調査期（2007年9月から2008年5月）：政策研究大学院教授の篠原氏による現地視察をきっかけとして、重要文化的景観選定へ向けた本格的な調査・検討を行うために、文化的景観保全活用委員会を設置した。行政は地域住民への説明やワークショップを設けて地域住民の文化的景観に対する意識の向上を図った。また、庁内調整会議や三者協議を引き続き行うことによって、行政同士の調整をした時期である。

④協働期（2008年7月から現在）：山都町は1次選定後に地元で要望が多かった通潤用水の改修事業の関係で、2次選定申出後の2009年3月に棚田が選定対象から外さ

れることとなった。このことに地域住民から強い反発があり、2009年4月に改修事業が文化庁事業となった混乱期から始まり、地域社会は追加選定へ向け、地域住民主催による住民セミナーや景観セミナーを開催した。2010年6月に、追加選定祝賀会実行委員会が行政と地域住民含めたメンバーで発足したことを契機として、地域住民の中に文化的景観保全に係る組織を設立し、持続的な文化的景観保全体制を地域住民同士で取り組み始めた。

2) 天草市の時代区分

天草市教育委員会の担当者に保全活動の時代区分に関してヒアリング調査をした結果、4つに時代区分できることがわかった。以下に時代区分の特徴と変化のきっかけを整理した。

①模索期（2006年11月から2007年4月）：長崎県のキリスト教関連遺産が国内の世界遺産暫定リストに掲載されたことにより、市長主で世界遺産登録へ必要な業務、スケジュール、予算、組織についての報告書を作成し、議会で世界遺産登録への意志を市長自ら表明することで天草市として世界遺産登録推進担当が配置された。

②導入期（2007年6月から2008年2月）：変化のきっかけは、地域住民へ世界遺産登録に向けた取り組みの説明を開始したことである。説明の内容が世界遺産登録の前に国の重要文化的景観選定へ向けて取り組むことにシフトした。このきっかけは、地域での文化的景観の価値を検討するための文化的景観学術検討委員会を設置し、重要文化的景観選定へ本格的に動き出したことである。

③調査期（2008年3月から2010年7月）：重要文化的景観選定へ向け専門的な価値づけの調査が始まった。また、地域住民との情報交換や情報共有などを目的としたワークショップが行われるようになり、地域内でNPOが設立したことから、地域住民の文化的景観選定への意識が向上した時期である。

④協働期（2010年9月）：第1次選定申出後、公共事業による整備の問題が表面化したことが変化したきっかけとなった。天草市は整備管理委員会を設置し、文化的景観保全を考慮した公共事業のコントロールに取り組んでいる。また、持続的な文化的景観の保全へ向けたグランドデザインワークショップが開始した。

(4) 協働過程のまとめ

2地区の時代区分を比較分析した結果、山都町と天草市は活動の時代区分が模索期、導入期、調査期、協働期の4期に分類することができた。この4期は文化的景観制度に位置づけられている委員会設置、文化的景観の価値づけ調査、保存計画策定、選定後の保全活動の各段階とほぼ一致することがわかった。次に、天草市は模索期・導入期が短く、活動が始まってから短期間で調査期

に移行している。これは、天草市の取り組む契機が世界遺産登録と明確であったことが考えられる。したがって、取り組むきっかけを明確にすることで、活動初期の行政内の調整や地域住民への説明が容易に行われたと推測できる。また、2地区には調査期に違いが見られる。前半に選定された山都町は短期間であり、後半に選定された天草市は長期間であることがわかった。これは、山都町の取り組むきっかけが災害復旧であったため、迅速な調査が求められたと推測できる。一方で、天草市の取り組むきっかけが国内の世界遺産暫定リストへの搭載であったことから、詳細な調査必要性があったと推測できる。

4. 地域社会における協働過程の分析

(1) 文化的景観保全に係るステークホルダーの抽出

山都町の文化的景観に関するステークホルダーは参加者名簿とヒアリング調査を整理した結果、以下のように整理できた。

【行政】生涯学習課，農村振興課（農政係，農村整備係），商工観光課，企画振興課，建設課

（地域外）文化庁文化財部記念物課文化的景観部門，熊本県教育庁文化課

【地域住民】通潤地区土地改良区，白糸第一自治振興区

【アソシエーション】保全活用委員会専門家委員，外部専門家，ふるさと水と土指導員，熊本大学，民間会社A

天草市の文化的景観に関するステークホルダーも、山都町と同様に整理した結果、以下のように整理できた。

【行政】教育委員会世界遺産登録推進室，河浦支所，財務局，企画部，経済部水産課，建設部

（地域外）文化庁文化財部記念物課文化的景観部門，熊本県教育庁文化課，熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課文化・世界遺産推進室

【地域住民】富津地区振興会，富津地区区長会，NPOさいのつ

【アソシエーション】保全管理委員会専門家委員，外部専門家，熊本県立大学，熊本大学，民間会社B

(2) 時代区分によるステークホルダーの関係性

2地区の協働過程を、3章の時代区分ごとに各ステークホルダーの関係や位置づけを整理し、山都町を図-2、天草市を図-3に表わした。

1) 山都町

山都町の文化的景観保全は行政の教育委員会，農林振興課と地域住民の土地改良区，自治振興区の協働から始まった。導入期になると、文化庁調査官の現地視察があり、文化的景観保全体制の準備が始まった。この時、熊本大学，熊本県立大学が第3局として新たに参入し、以後継続的な関係として地域社会の協働に関わっている。調査期に行政・地域住民・第3局のステークホルダーを有した保全活用委員会の設置によって、地域一体となつての取り組みが始まった。追加選定期以降には、地域住

図-3 山都町におけるステークホルダーの経年変化

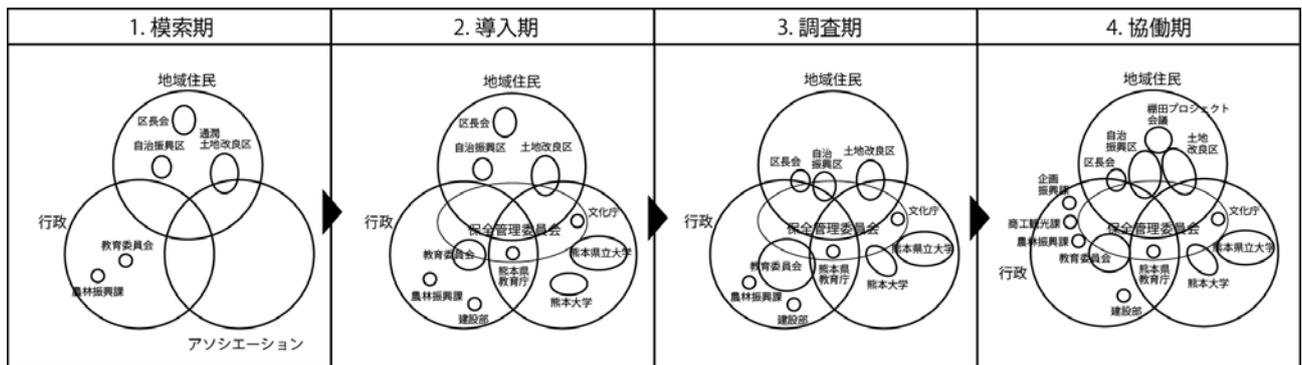
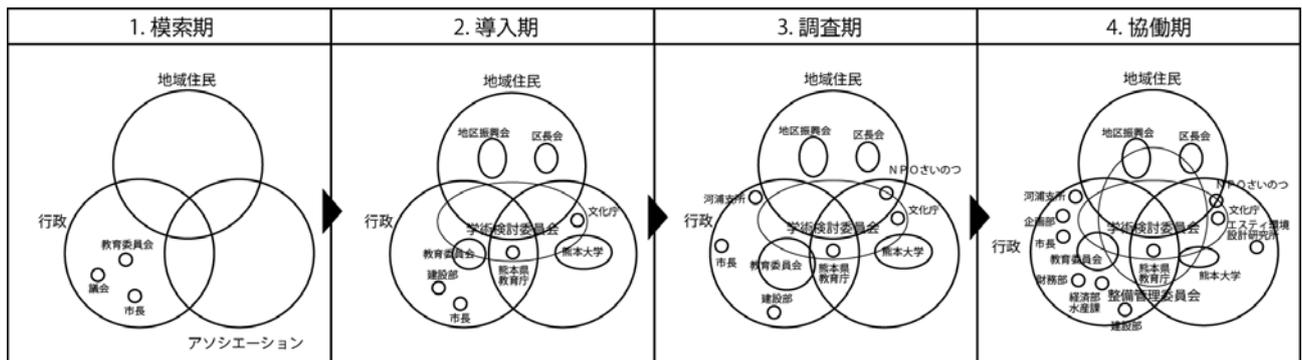


図-4 天草市におけるステークホルダーの経年変化



民内でステークホルダーを新たに組織するようになり地域住民同士の繋がりが密になった。また、保全体制確立期には自治振興区内に女性部ができ、白糸第一自治振興区の役員と土地改良区を含むメンバーで棚田景観プロジェクト会議を発足した。行政内でも地域振興の目線からも重要文化的景観を考えるようになったため、各課連携の動きが顕著になり、協働の協働が顕著に表れた。このように山都町では、地域住民の土地改良区、自治振興区、区長が地域社会の協働に関係しており、ステークホルダーの変化から、地域住民のステークホルダーの創出が顕著であること、活動が進むにつれて、各主体同士の協働が創出され、地域社会の多様なステークホルダーが密に連携していることがわかる。また、多様で密な連携へと変化していることがわかった。

2) 天草市

天草市の文化的景観保全は世界遺産登録へ向けた動きから始まった摸索期には、議会において議会と市長と教育委員会の協働があった。文化的景観保護制度を用いて世界遺産登録から重要文化的景観選定から行うことになった導入期には、学術検討委員会の設置と住民説明会の開催により、第3局の専門家や大学、地域住民内では区長会、地区振興会が新たにステークホルダーとして加わった。また、重要文化的景観の区域設定に景観法による位置づけが必要なため、建設部の都市計画課との協議が始まり、教育委員会は景観委員会のオブザーバーとして連携が始まる。調査期には、地域住民内からNPOが新しく加わった。協働体制の摸索期には、整備管理委員会が委員会の中に設置され、整備管理委員会は行政・地域住民・第3局と多様なステークホルダーを有していることから、山都町の保全委員会の役割を果たしている。

(3) 協働過程の比較分析

ステークホルダーの変化を山都町と天草市を比較分析すると、2地区ともステークホルダーが偏ることなく増加していっていることがわかった。これは文化的景観保全の取り組みが地域社会に多様な協働を創出していることが考えられる。山都町は行政・地域住民・第3局を含んだ委員会が初期の段階で設置している。山都町は協働期に保全整備に関して問題が起こった。一方で、天草市は導入期に行政と第3局の専門家で構成される委員会を設置し、協働期に行政・地域住民・第3局を含んだ委員会を設置している。天草市は保全整備が必要な段階で整備管理委員会を設置している。

また、山都町は協働期における地域住民のステークホルダーの増加が、天草市と比較して顕著である。山都町は土地改良区や自治振興区が地元協議を定期的開催し、地域住民同士の調整と文化的景観に対する意識向上を図

っている。行政同士の協働が2地区の協働期よりわかる。これは、文化的景観保全は一部局の仕事に収まらず、農政、建設、都市計画、観光など、様々な部局の協働が必要となることがわかる。したがって、行政同士の協働に影響を与えている。

ステークホルダーの関係性より、行政が設置する委員会は地域社会のステークホルダーの連携を創出しており、文化的景観保護制度を基に行政が実施する保全活動の施策として、地域社会の協働に影響を与える1つの要件である。また、2地区の協働過程を比較すると、山都町は、天草市はである。変化に関係している。このことから、活動の変化点は協働に影響を与えている。さらに、山都町と天草市の協働のかたちは初期の摸索期と開始期に違いが見られる。2つの地区は活動の目的が通潤用水の維持管理と世界遺産登録と異なる。したがって、活動の目的・きっかけも協働に影響を与えることがわかった。さらに、文化的景観保全に取り組んだ2地区ともに、行政同士の連携に影響を与えていることがわかった。

5. おわりに

本研究では、文化的景観保全に係る活動に着目し、地域社会の協働に関して分析を行った。以下に本研究の成果を列挙する。

2章では、九州の重要文化的景観選定地の基礎データと特徴を整理した。

- ・九州の重文景選定9地区は国内の事例と比較して、比較的初期に選定された3件と、後半に選定された6件に分けることができる。
- ・文化的景観保全の契機が世界遺産という外部要因である自治体では、選定区域に島・海域を含んでいる。
- ・世界遺産関連の地区では、景観計画策定から選定までの期間が他と比べ長い傾向がある。

3章では、山都町と天草市においてヒアリング調査を基に保全活動を整理した。結果として、文化的景観保全関する時代区分を、①摸索期、②開始期、③調査期、④協働期に区分できた。山都町では、調査期が短く、協働期に混乱した時期があった。天草市では、導入期に活動の目的を世界遺産登録から重要文化的景観選定に切り替え、調査期が長く、学術委員会、保全整備を整備管理委員会の2つ委員会を設置していることが特徴的である。

4章では、山都町と天草市における協働のステークホルダーを整理し、その変化を時代区分ごとに整理し、協働の構造を可視化し、分析した。結果として、当該地区の文化的景観の本質的価値共有に対する、各主体の参加行動が協働の要件となっていることが分かった。

目下、協働過程の詳細な分析を行っている。

謝辞；本研究に関して、多くの方々にご協力頂いた、研究資料の提供、ご指導頂いた文化庁文化財部記念物課文化的景観部門鈴木地平氏、ヒアリング調査や資料収集、資料調査など多岐に渡ってご協力やご助言頂いた山都町教育委員会西慶喜氏、大津山恭子氏、熊本県天草氏教育委員会平田豊弘氏、中村大介氏には、深く御礼申し上げます。その他、多くの地域住民の方々にも研究にご協力頂いた。記して、感謝の意を表す。

参考文献

- 1 恵谷恵子：文化的景観を継承するための住民意識—意識と景観保全活動との因果関係の比較，平成21年度日本造園学会関西支部大会研究・事業報告発表要旨集，2009.
- 2 大森洋子，高口愛，西山徳明：文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法—福岡県八女市における事例報告—，日本都市計画学会が記述研究発表会論文，第38-3号，pp.565-570，2003.
- 3 中之丸聡志，大森洋子：日田市「小鹿田焼きの里」文化的景観の保存計画に関する研究その7 - 文化的景観を資源とした観光—，日本建築学会九州支部研究報告，第47号，pp.381-384，2008.
- 4 古賀由美子，田中尚人，永村景子，本田泰寛：通潤用水の維持管理の変遷とその実態の明示，土木史研究論文集，第29号，pp.49-58，2010.
- 5 加藤靖子，横内憲久，岡田智秀：近江八幡市における景観法に基づく景観計画の策定プロセスと運用実態に関する研究，景観・デザイン研究論文集，第3巻，pp.103-114，2007
- 6 羽藤英二，濱上洋平，春木信二：風景づくり活動におけるコミュニケーション・ネットワークの発展とその内的構造の分析，景観・デザイン研究講演集，第3巻，pp.125-133，2007.
- 7 馬場啓維：川まちづくりにおける地域社会の協働過程に関する研究，熊本大学大学院修士論文，2011
- 8 文化庁文化財部記念物課：「日本の文化的景観」，同成社，2005
- 9 奈良文化財研究所：文化的景観保存計画の概要（1），第1集，2010
- 10 奈良文化財研究所：文化的景観の持続可能性—生きた関係を継承するための整備と活用—，第3回文化的景観的研究集会報告書，奈良文化財研究所研究報告，第7冊，2011
- 11 奈良文化財研究所：文化的景観の現在—保護行政・学術研究の総括—，第4回文化的景観研究集会講演・報告資料集，2011
- 12 熊本県上益城郡山都町教育委員会：山都町文化財調査報告書，第2集，2008
- 13 熊本県天草市教育委員会教育部文化課：天草市崎津の漁村景観保存調査報告書・保存計画書，2010
- 14 大分県日田市教育委員会：日田市小鹿田焼きの里文化的景観保存計画，2007
- 15 佐世保市教育委員会：佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書，2011
- 16 豊後高田市教育委員会：田染荘小崎文化的景観保存計画，2010
- 17 平戸市教育委員会：平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書，2009
- 18 長崎県五島市文化推進室：五島市久賀島の文化的景観保存計画，2011
- 19 唐津市教育委員会，エスティ環境設計研究所：からつ蕨野の棚田文化的景観保存管理計画，2008
- 20 長崎県小値賀町：小値賀諸島の文化的景観文化的景観保存計画，2011
- 21 クッド研究所，学芸出版社：季刊まちづくり11 0607，pp.20-24，2006